投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日　2026.11.6

世界成長スマートファンド

愛称:スマート・ブレンダー

追加型投信／内外／資産複合



■ 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定にもとづく目論見書です。
■ 本書にはファンドの約款のおもな内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
■ ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

委託会社(ファンドの運用の指図をおこなう者)
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第2831号
設立年月日:2014年11月25日
資本金:3億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,501億円
(資本金、運用純資産総額は2026年5月29日現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理をおこなう者)
三井住友信託銀行株式会社

照会先　スカイオーシャン・アセットマネジメント

ホームページ https://www.soam.co.jp/ サポートデスク 045-225-1651 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 ((注))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ)

(注)投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(商品))資産配分変更型)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページhttps://www.imaj.or.jp/をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書によりおこなう世界成長スマートファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月27日に関東財務局長に提出しており、2026年7月28日にその届出の効力が生じております。

ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更をおこなう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)にもとづき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法にもとづき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用をおこないます。

ファンドの特色

特色1　日本を含む世界の株式、債券、REIT、金に分散投資します。

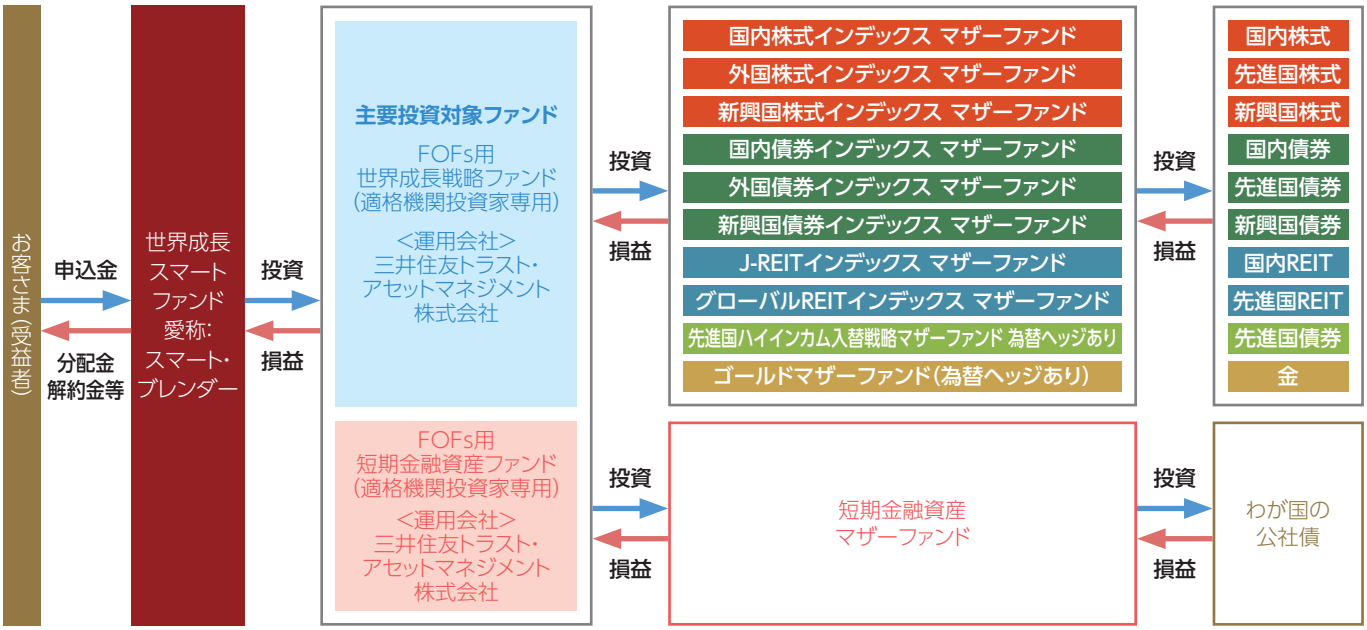
- 「FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」）への投資を通じて、日本を含む世界※の株式（DR（預託証券）を含みます。）、債券、REIT（不動産投資信託証券）、金に分散投資します。
 ※REITは新興国を含みません。
- 主要投資対象ファンドが投資対象とする「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」および「ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産については、原則として対円での為替取引をおこないます。
- 「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。
- 投資対象ファンドの運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社がおこないます。

DR（預託証券）とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

ファンドの仕組み

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用をおこなう仕組みです。

三井住友トラスト・アセットマネジメント について

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018年10月1日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約111兆円規模※の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。これまで両社が培ってきた資産運用業務の強みを融合し、商品の開発力と運用力、世界各地に広がるビジネスネットワーク、きめの細かいサポート力、これらすべての力を活かして多様なお客さまの想いにお応えしています。

※2026年3月末時点の運用資産残高（時価ベース）です。

ファンドの目的・特色

特色2　分散投資の効果と資産配分の変更により下落リスクの抑制をめざします。

●主要投資対象ファンドにおいて投資対象とするマザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類し、市場の緊張度合いに応じて2つのポートフォリオの比率を調整することにより、市場の緊張度が高まる局面においても下落リスクの抑制をめざします。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

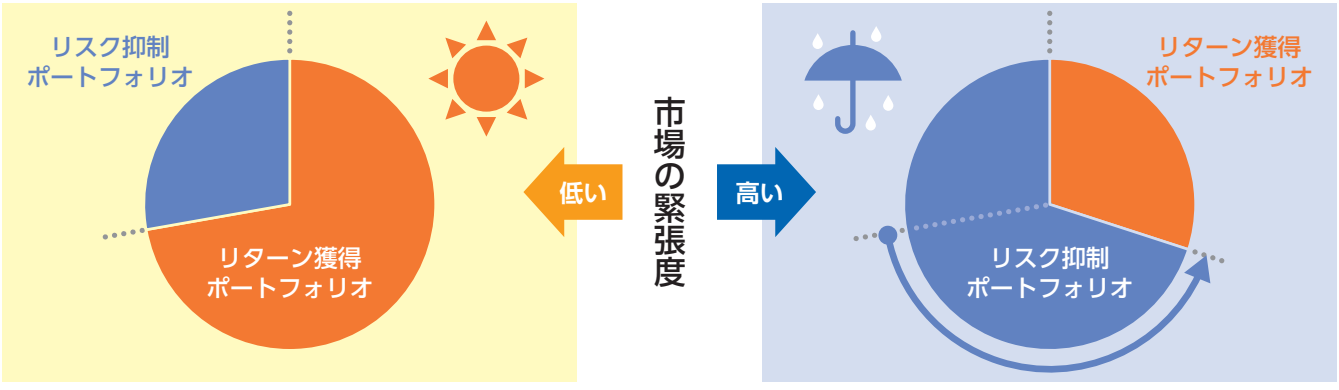
STEP 1　マザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類

ポートフォリオ	組入資産／比率※1	マザーファンド	ベンチマーク※4
リターン獲得ポートフォリオ（為替ヘッジなし）	株式※2 40%	国内株式インデックス マザーファンド	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
		外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
		新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
	債券※2 50%	国内債券インデックス マザーファンド	NOMURA-BPI総合
		外国債券インデックス マザーファンド	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
		新興国債券インデックス マザーファンド	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
	REIT※2 10%	J-REITインデックス マザーファンド	東証REIT指数（配当込み）
		グローバルREITインデックス マザーファンド	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）
リスク抑制ポートフォリオ（為替ヘッジあり）※3	債券 85%	先進国ハイインカム入替戦略 マザーファンド 為替ヘッジあり	ベンチマークは設定されていません。（主に先進国の国債等に投資するとともに、組入外貨建資産について対円での為替ヘッジをおこなうファンドです。）
	金 15%	ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	LBMA金価格（円ヘッジベース）（2026年5月29日現在）

※1 2026年5月29日現在。上記比率は、今後変更となる場合があります。
※2 株式、債券、REIT資産内の各マザーファンドの配分比率は、日本、先進国（日本を除きます。以下同じ。）、新興国のGDP（国内総生産）総額の比率（REITは、日本、先進国のGDP総額の比率）にもとづき決定し、原則として年1回見直しをおこないます。
※3 基準価額の下落抑制を目的として、必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンドの全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品で運用することがあります。
※4 ベンチマークについては、追加的記載事項をご覧ください。

STEP 2　「経済環境」、「金融環境」にもとづき市場の緊張度合いを判断し、各ポートフォリオの配分比率を決定

各ポートフォリオ比率の調整イメージ



※上記はイメージであり、実際のポートフォリオ比率とは異なる場合があります。

分配方針

●年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配をおこなわないことがあります。

●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

おもな投資制限

●投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
●株式への直接投資はおこないません。
●外貨建資産への直接投資はおこないません。
●デリバティブの直接利用はおこないません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

●ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

●**信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。**

●**投資信託は預貯金とは異なります。**

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、主要投資対象ファンドの「リスク抑制ポートフォリオ」における外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減をはかることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジをおこなう通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
金上場投信の価格変動リスク	金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。
リートの価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リートおよびリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
有価証券の貸付等にかかるリスク	投資対象ファンドにおいて有価証券の貸付の指図をおこなった場合、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

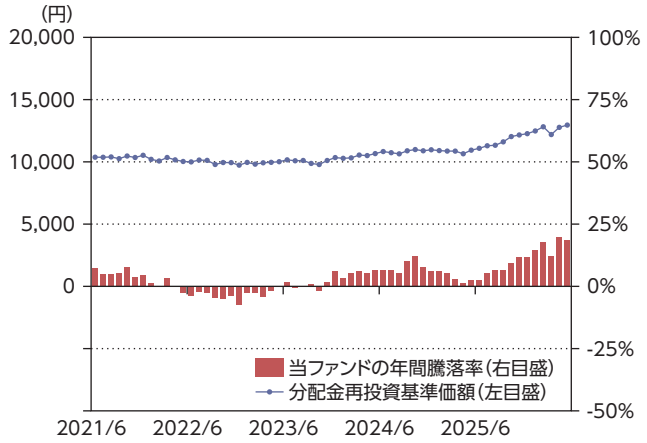
リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

●運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長（流動性リスクに関しては取締役会）に報告します。

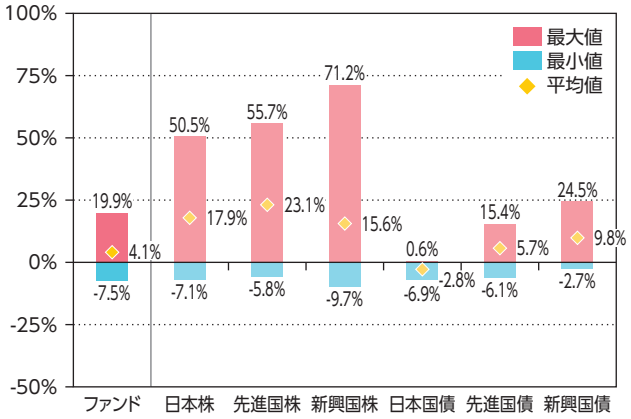
[参考情報]

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2021年6月～2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をおこないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

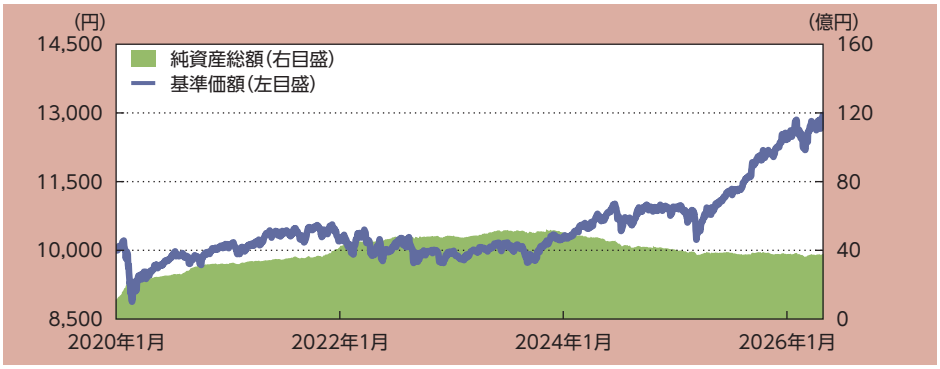
TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

設　定　日:2020年 1 月31日
作成基準日:2026年 5 月29日

世界成長スマートファンド

基準価額・純資産の推移



基準価額	12,955円
純資産総額	37.47億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年10月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

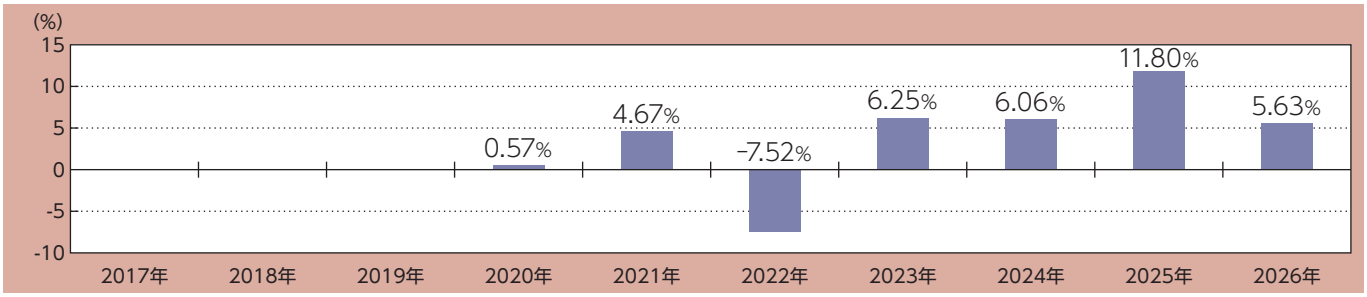
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)	98.3%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2020年は設定日から年末までの収益率です。2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年7月28日から2027年1月17日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日　・ロンドンの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限をおこなう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2020年1月31日設定)
繰上償還	主要投資対象ファンドが償還される場合には、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年10月26日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則、https://www.soam.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

<table>
<tr><th colspan="5">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="4">購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入時手数料は、商品説明等にかかる費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="4">換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。</td></tr>
<tr><th colspan="5">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="6">運用管理費用
(信託報酬)</td><td rowspan="4">当ファンド</td><td colspan="2">純資産総額に対して年率0.7205%(税抜0.655%)
信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。</td><td>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td>支払先</td><td>内訳(税抜)</td><td>おもな役務</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.23%</td><td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.4%</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.025%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券*1</td><td colspan="2">純資産総額に対して年率0.275%(税込)
※別途、有価証券貸付に伴う品貸し料の一部が信託報酬としてかかる場合があります。</td><td>投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価</td></tr>
<tr><td>実質的な負担*2</td><td colspan="3">純資産総額に対して年率0.9955%程度(税込)
※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの解約にともなう信託財産留保額等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します(投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。</td><td>有価証券の売買・保管にかかる費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料
信託事務にかかる諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等
監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用</td></tr>
</table>

*1 ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。
*2 ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆さまが実質的に負担する信託報酬率になります。
※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

〈税金〉

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2026年5月29日現在のものです。
※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合
　NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
　ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
　詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
世界成長スマートファンド	1.06%	0.72%	0.34%

※対象期間は2024年10月29日～2025年10月27日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※投資先ファンドにかかる費用は、その他費用に含まれています。
※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下のとおりです。
以下の内容は、2026年5月29日現在、委託会社が知り得る情報にもとづいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

投資対象ファンド	運用会社	おもな投資対象・投資地域	運用の基本方針等
FOFs用 世界成長戦略ファンド （適格機関投資家専用）	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）、債券、REIT（不動産投資信託証券）、ならびに金現物に投資する上場投資信託証券	「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「グローバルREIT インデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」および「ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の受益証券への投資を通じて、日本を含む世界※の株式（DR（預託証券）を含みます。）、債券、REIT（不動産投資信託証券）、ならびに金現物市場の代表的指数への連動をめざす上場投資信託証券に分散投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用をおこないます。 ※REITは新興国を含みません。
FOFs用 短期金融資産ファンド （適格機関投資家専用）	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	わが国の公社債	この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。）を中心に投資をおこない、安定した収益の確保を目標として運用をおこないます。

主要投資対象ファンドが投資する各マザーファンドのベンチマークについて

●TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
「TOPIX（東証株価指数）」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX（東証株価指数）（配当込み）（以下、「配当込みTOPIX」という。）の指数値および配当込みTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよび配当込みTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
「MSCI コクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。MSCI コクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●NOMURA-BPI総合
「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準にもとづいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いておこなわれる三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進をおこなっておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

●東証REIT指数（配当込み）
「東証REIT指数」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT（不動産投資信託証券）全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。同指数の指数値および同指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）
「S&P先進国REIT指数」とは、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT（不動産投資信託証券）および同様の制度にもとづく銘柄の浮動株修正時価総額にもとづいて算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。S&P先進国REIT指数（以下「当インデックス」）は、S&P Globalの一部門であるSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明もおこなわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

●LBMA金価格（円ヘッジベース）
「LBMA金価格」とは、正式名称は LBMA Gold Price PMといい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格（米ドル建て）を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会（London Bullion Market Association）の略称です。「円ヘッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に算出した指数です。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、LBMA金価格およびLBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。

追加的記載事項

投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2026年9月24日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の変更に係る書面決議を2026年11月4日付でおこないました。その結果、議決権を行使することが出来る受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、以下の通り約款の変更をおこなうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、約款の変更適用日である2027年1月18日付をもって当ファンドの委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2027年1月18日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

1. 約款変更の内容および理由

（1）委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、約款変更をおこなうこととなりました。

変更後に委託者となる予定の三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りです。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018 年 10 月 1 日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約 111 兆円規模の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。
所在地：東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
資本金：20 億円、役職員数：714 名
※2026 年 3 月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（2）投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する「FOFs 用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）」（以下現行主要投資対象ファンド）を段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこないます。

① 委託者変更時の約款変更

ア. 当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。

イ. 現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。

ウ. 当ファンドのマザーファンドへの直接投資開始に伴い、マザーファンドにおいて実施する株式の貸付取引に係る収益の一部（50%未満）を当ファンドの信託報酬として収受させて頂くため、信託報酬に係る規定を変更します。

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

ア. 当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。

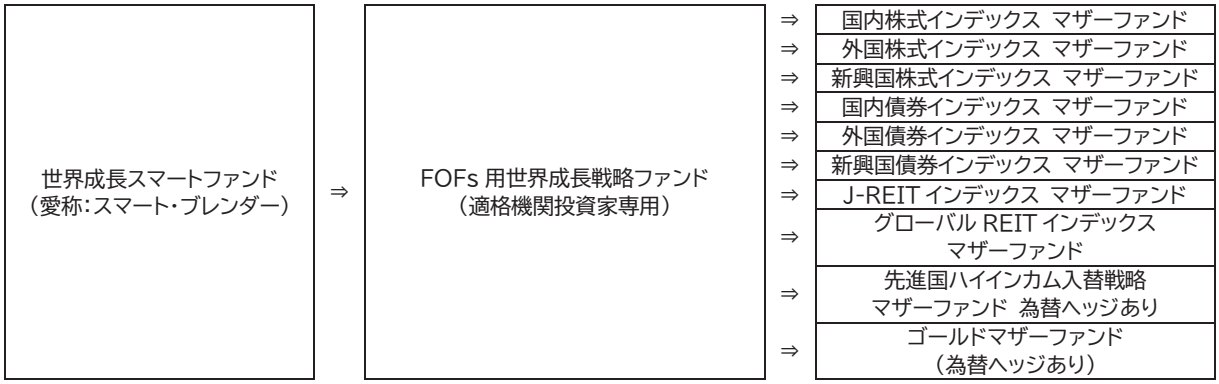
イ. 信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前		変更後	
運用管理費用（信託報酬）*	当ファンド（A） 投資対象とする 投資信託証券（B） 実質的な負担（A+B）	0.7205%（税込） 0.275%程度（税込） 0.9955%程度（税込）	当ファンド（A） 投資対象とする 投資信託証券（B） 実質的な負担（A+B）	0.9515%（税込） 0.000%程度（税込） 0.9515%程度（税込）
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額		購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途規定する海外休日の場合		申込日当日が別途規定する海外休日の場合	
換金代金	換金申込受付日から起算して 7 営業日目からお支払い		換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払い	

*株式の貸付取引に係る信託報酬については記載を省略しています。

＜現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ＞

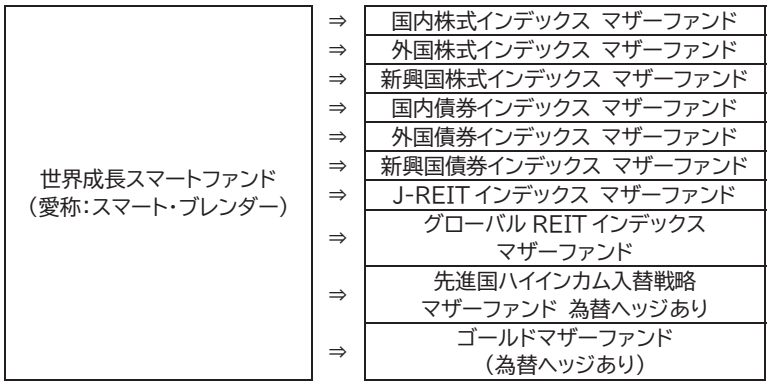
■変更前



■変更後(委託者変更時)



■変更後(現行主要投資対象ファンド売却完了時)



※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

2. 約款変更日および変更適用日

(1) 上記「1.(1)および1.(2)①」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年1月18日より適用します。

(2) 上記「1.(2)②」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年3月31日より適用します。

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」

変更日:2026年11月6日　変更適用日:2027年1月18日

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「グローバル REIT インデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」、「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界※の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、債券、及び不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券(以下、「金」といいます。)に分散投資します。
※REIT は新興国を含みません。
・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。

・「経済環境」及び「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及び主要投資対象ファンド(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項及び第3項において同じ。)は、以下のとおりとします。

<table>
<tr><th>ポートフォリオ</th><th>資産</th><th>主要投資対象ファンド</th></tr>
<tr><td rowspan="7">リターン獲得ポートフォリオ</td><td rowspan="3">株式
※1</td><td>国内株式インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国株式インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国株式インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="3">債券
※1</td><td>国内債券インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国債券インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国債券インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">REIT
※1</td><td>J-REIT インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>グローバル REIT インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">リスク抑制ポートフォリオ※2</td><td>為替ヘッジ付先進国債券</td><td>先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり</td></tr>
<tr><td>金</td><td>ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)</td></tr>
</table>
※1株式及び債券及び REIT 内の各主要投資対象ファンドの構成比は、日本、先進国(日本は除きます。以下同じ)、及び新興国のGDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率(REITは、日本及び先進国のGDP総額の比率)に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。
※2基準価額の下落抑制を目的として、委託者が必要と判断した</td><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。

この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本を含む世界※の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、債券、及び不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券(以下、「金」といいます。)に分散投資します。
※REIT は新興国を含みません。
・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J−REIT インデックス マザーファンド」、「グローバルREIT インデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)に投資します。
・「経済環境」及び「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及びマザーファンド受益証券は、以下のとおりとします。

<table>
<tr><th>ポートフォリオ</th><th>資産</th><th>マザーファンド受益証券</th></tr>
<tr><td rowspan="7">リターン獲得ポートフォリオ</td><td rowspan="3">株式
※1</td><td>国内株式インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国株式インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国株式インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="3">債券
※1</td><td>国内債券インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国債券インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国債券インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">REIT
※1</td><td>J-REIT インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td>グローバル REIT インデックス マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">リスク抑制ポートフォリオ※2</td><td>為替ヘッジ付先進国債券</td><td>先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり</td></tr>
<tr><td>金</td><td>ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)</td></tr>
</table>
※1株式及び債券及び REIT 内の各マザーファンド受益証券の構成比は、日本、先進国(日本は除きます。以下同じ)、及び新興国のGDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率(REITは、日本及び先進国のGDP総額の比率)に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。
※2基準価額の下落抑制を目的として、三井住友トラスト・アセット</td></tr>
</table>

新	旧
場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各主要投資対象ファンドの全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③～④(省　略)	マネジメント株式会社が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンド受益証券の全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③～④(同　左)
(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(省　略)	(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(同　左)
(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。	(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「新興国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」、「新興国債券インデックス　マザーファンド」、「J-REIT　インデックス　マザーファンド」、「グローバル　REIT　インデックス　マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド　為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」並びに「FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略)	(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左)
(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 65.5 の率を乗じて得た額 2.マザーファンド(第 17 条に定める親投資信託をいいます。以下本項において同じ。)において有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料(貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)のうち投資信託財産に属するとみなした額に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額 3.前号において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。 ②～③(省　略)	(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 65.5 の率を乗じて得た額とします。 ②～③(同　左)
(投資信託契約の解約) 第 39 条(省　略) ②(省　略)	(投資信託契約の解約) 第 39 条(同　左) ②(同　左)

新	旧
③(削除) ④～⑦(省　略) (公告) 第48条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ②(削除)	③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ④～⑦(同　左) (公告) 第48条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.soam.co.jp/ ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

変更日:2026年11月6日　変更適用日:2027年3月31日

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「新興国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」、「新興国債券インデックス　マザーファンド」、「J-REIT インデックス　マザーファンド」、「グローバル REIT インデックス　マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド　為替ヘッジあり」、「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。

この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本を含む世界※の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、債券、及び不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券(以下、「金」といいます。)に分散投資します。
※REIT は新興国を含みません。

・「経済環境」及び「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及び主要投資対象ファンドは、以下のとおりとします。
<table>
<tr><th>ポートフォリオ</th><th>資産</th><th>主要投資対象ファンド</th></tr>
<tr><td rowspan="6">リターン獲得ポートフォリオ</td><td rowspan="3">株式
※1</td><td>国内株式インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国株式インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国株式インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="3">債券
※1</td><td>国内債券インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国債券インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国債券インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">REIT
※1</td><td>J-REIT インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>グローバル REIT インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>リスク抑制ポート</td><td>為替ヘッジ付先進国債券</td><td>先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド　為替ヘッジあり</td></tr>
</table></td><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「新興国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」、「新興国債券インデックス　マザーファンド」、「J-REIT インデックス　マザーファンド」、「グローバル REIT インデックス　マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド　為替ヘッジあり」、「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界※の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、債券、及び不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券(以下、「金」といいます。)に分散投資します。
※REIT は新興国を含みません。
・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。
・「経済環境」及び「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及び主要投資対象ファンド(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項及び第3項において同じ。)は、以下のとおりとします。
<table>
<tr><th>ポートフォリオ</th><th>資産</th><th>主要投資対象ファンド</th></tr>
<tr><td rowspan="6">リターン獲得ポートフォリオ</td><td rowspan="3">株式
※1</td><td>国内株式インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国株式インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国株式インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="3">債券
※1</td><td>国内債券インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>外国債券インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>新興国債券インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">REIT
※1</td><td>J-REIT インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>グローバル REIT インデックス　マザーファンド</td></tr>
<tr><td>リスク抑制ポート</td><td>為替ヘッジ付先進国債券</td><td>先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド　為替ヘッジあり</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新	旧
フォリオ※2 \| 金 \| ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)	フォリオ※2 \| 金 \| ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)
※1株式及び債券及び REIT 内の各主要投資対象ファンドの構成比は、日本、先進国(日本は除きます。以下同じ)、及び新興国のGDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率(REIT は、日本及び先進国の GDP 総額の比率)に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。 ※2基準価額の下落抑制を目的として、委託者が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各主要投資対象ファンドの全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③～④(省 略)	※1株式及び債券及び REIT 内の各主要投資対象ファンドの構成比は、日本、先進国(日本は除きます。以下同じ)、及び新興国のGDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率(REIT は、日本及び先進国の GDP 総額の比率)に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。 ※2基準価額の下落抑制を目的として、委託者が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各主要投資対象ファンドの全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③～④(同 左)
(受益権の申込単位及び価額) 第 13 条(省 略) ②(省 略) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～4.(省 略) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(省 略)	(受益権の申込単位及び価額) 第 13 条(同 左) ②(同 左) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～4.(同 左) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(同 左)
(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「グローバル REIT インデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」並びに「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省 略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省 略)	(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「グローバル REIT インデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」並びに「FOFs用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同 左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同 左)
(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 86.5 の率を乗じて得た額 2.～3.(省 略) ②～③(省 略)	(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 65.5 の率を乗じて得た額 2.～3.(同 左) ②～③(同 左)
(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(省 略) ②～③(省 略) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項	(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(同 左) ②～③(同 左) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項

新	旧
の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省 略)	の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同 左)
(投資信託契約の一部解約) 第 37 条(省 略) ②～③(省 略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～4.(省 略) ⑥～⑦(省 略)	(投資信託契約の一部解約) 第 37 条(同 左) ②～③(同 左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～4.(同 左) ⑥～⑦(同 左)

メモ

メモ


スカイオーシャン・アセットマネジメント